

亀山市職員コンプライアンス条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和2年11月9日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第25号

亀山市職員コンプライアンス条例施行規則の一部を改正する
規則

亀山市職員コンプライアンス条例施行規則（令和元年亀山市規則
第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第8号ただし書中「、許可を得」を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

利害関係者との接触等に関する届出書

年 月 日

（任命権者） 宛て

所属
氏名 印

亀山市職員コンプライアンス条例施行規則第4条第1項第8号の規定により、利害関係者とともに自己の費用を負担して飲食等を行うことについて、次のとおり届け出ます。

| | |
|--------------------|---|
| 種 別 | <input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 開催等年月日 | |
| 主催者又は相手方 | 所在地（住所） 名称（氏名） ※法人等の場合は、代表者等の職氏名 |
| 内容（場所、費用等を具体的に記載） | |
| 利害関係者ととともに飲食等をする理由 | |
| 同行する職員 | 所属 職氏名 |
| 事後届出の理由 | |

年 月 日

確認者（所属長）

印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第4条第1項第8号ただし書の規定による利害関係者との接触等に関する届出書の提出があるときは、改正後の同号ただし書の規定による提出があったものとみなす。